

三省委員会の合同開催について（案）

1. 三省委員会の合同開催の目的

ヒトゲノム・遺伝子解析研究の進展等を踏まえた倫理上の諸課題への対応について検討を行い、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」の見直し等について議論することを目的として、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の見直しに関する専門委員会」（文部科学省科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会）、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理指針に関する専門委員会」（厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会）及び「個人遺伝情報保護小委員会」（経済産業省産業構造審議会化学・バイオ部会）（以下、これらを「三省委員会」という。）を合同で開催することとする。

2. 三省委員会の合同開催の運営

三省委員会の合同開催の運営については、以下のとおりとする。

(1) 会議及び会議資料の公開について

三省委員会の合同開催の会議及び会議資料は、原則として公開する。ただし、審議の円滑な実施に影響が生じるものとして、三省委員会の合同開催において非公開とすることが適当であると認める案件を調査審議する場合は、非公開とする。

(2) 議事録の公開について

三省委員会の合同開催においては、原則として会議の議事録を作成し、各委員の了解を得た上でこれを公開する。ただし、(1)のただし書きの場合には、議事概要を公開する。

(3) その他

三省委員会の合同開催の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、座長が三省委員会の合同開催の会議に諮って定める。